

監査報告書

平成 30 年 3 月 16 日

特定非営利活動法人ジェン

代表理事 黒田 由貴子 様

監事 西 育良

監事 細野 由美子



私たちは、特定非営利活動促進法 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジェンの 2017 年度（平成 29 年度：29 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の業務監査及び会計監査を実施した。

業務監査（理事の業務執行の状況に関する監査）に当たっては、理事会への出席及び、監事監査実施日（2018 年 2 月 21 日）の監事監査のチェックリストにより実施した。

会計監査（財産の状況に関する監査）に当たっては、独立監査人から監査概要について説明を受け、指摘事項について聴取し、質問等を行った。

これらの監査の結果、当法人の業務は、以下に記載する後発事象に関するものを除き、法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は、N P O 法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の方法によって適正に処理されているものと認められた。

後発事象

当法人のヨルダン事務所の業務並びに会計に関し疑義が発覚し、早急に調査をする必要が生じたため、2018 年 2 月 19 日から内部調査を開始した。その結果、第三者による客観的な視点を含めた調査の必要性が確認され、3 月 1 日の臨時理事会において、社外の弁護士、公認会計士を含めた「特別調査委員会」が設置された。現在、調査が継続中だが、現時点において今年度以降の当法人の財政状態及び業務に及ぼす影響を合理的に見積もるのは困難である。

後発事象については、継続中の調査を迅速かつ的確に実施し、その結果を踏まえて、改善、再発防止およびコンプライアンス強化に取り組むことを強く求める。

以上